

女性地方議員の選考過程についてのジェンダー分析 —各党派の女性候補支援策の現状と『女性』意識の変化—

大木直子
(ジェンダー学際研究専攻)

1 はじめに

日本は政策・方針決定過程における女性の比率が著しく低く、女性の政治参画において国際的に大きく後れを取っている。国政レベルで見ると、IPU（列国議会同盟）によれば、国会議員の女性比率¹の日本の順位は、2010年2月末時点で、186カ国中95位（実質的には120番目）で、欧米などの先進国で最も低く、アジア諸国の中でも下位に位置する。政治的、経済的機会と参加のジェンダー格差を測ったGEM（ジェンダーエンパワメント指数）²では、日本は、109カ国中57位である（2009年10月5日発表）。平均寿命や識字率、就学率などを指標としたHDI（人間開発指数）で日本が10位であることを考えると、政治、経済の分野での男女格差が著しいことが分かる。

また、日本の地方議会における女性議員比率も国際的に低い水準となっている。自治体の規模や議会の定数、選挙制度、政党の構成などが国ごとに大きくことなるため、単純に比較することはできないが、内閣府の調査³によれば、ドイツ、フランス、大韓民国、フィリピン、アメリカ、オランダ、ノルウェーの7カ国の地方議会での女性議員比率と比べて、日本の同比率は、特別区議会を除いて下回っている。

しかし、地方議会の女性議員比率の推移を見ると、昭和62（1987）年の統一選挙以降、女性議員割合は増加しつづけている⁴。「平成の大合併」により大幅に議席定数が大幅に減少したにもかかわらず⁵、平成20（2008）年12月末では、都道府県議会、政令指定都市議会、市議会、町村議会、特別区議会のあらゆるレベルの議会において女性議員割合は過去最高を記録した⁶。

なぜ、地方議会では、一貫して女性議員割合が増加しているか。「第3次男女共同参画基本計画に向けて（中間整理）」（平成22年4月15日、内閣府発表）⁷において、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する（略して「2020年30%」）」という数値目標（平

成17年12月の第2次基本計画）が示され、「女性の参画加速プログラム」（平成20年4月共同参画推進本部決定）が策定されたことにより、各分野において徐々に女性の比率が高まってきていると指摘されている。しかし、クォータ制などの具体的なポジティブ・アクションの方法が示されたのは、第3次計画の「中間整理」に⁸においてであり、地方議会において、選挙制度改革や公職選挙法的大幅改定といった制度面の変更は行われていない。

また、日本の地方議会には無所属の議員の割合が高く、無所属の比率が高い自治体の場合にはクォータ制やインセンティブ付与などのポジティブ・アクションの実施をどのような範囲、単位で行ない、評価するのか（例えば、党派⁸や議会内の委員会などに対して実施を促し、評価するのか、それとも議会ごとに実施の促進、評価を行うのか）、といった問題が残っており、これまでもクォータ制実施を困難にさせている原因だと指摘されてきた（岩本、2006）。一方、人々の政治における男女の不平等感⁹や、性別役割分業意識¹⁰も依然として残っており、女性の政治参加、社会参加に対する意識についてこれまで劇的な変化は見られなかった。このような状況を踏まえると、人々の生活の場に比較的近いとされる地方議会において女性議員比率が一貫して高まっていることは、男女共同参画社会に向けた取り組みを身近なレベルで考える上で、大きな意義を持つ。地方議会では、どういった女性議員が増えているのか、どういう過程を経て女性が立候補し、議員になっているのか、という観点からの分析が必要である。

「どのような人々がどのような動機と意思をもって、どのような過程と手続きを経て、議員となるのか」といった議員形成過程（政治的リクルートメント）の中心的な担い手は政党とされる（吉野、2006）。松村ら（1986、22頁）は、議員のリクルートメントの過程を「議員の有資格者を一連の選抜段階において絞っていく濾過過程」と表現し、第一に「一般市民から議員の潜在的有資格者を濾過する段階」、第二に「一般市民から濾過された潜在的有資格者から政党、集団、地域などの選出母体で自薦を含めて立候補の指名を

行う過程」、第三に「最終的に議員を選抜する選挙過程」の3つの段階があると指摘した。

筆者は、これまで女性地方議員の形成過程の第2段階のうち候補者に選ばれた個人の属性について調査してきた。具体的には、1999年から2009年までの首都圏の4つの地方議会議員選挙（県議会1、政令市議会が1、一般市議会が2の計4自治体。それぞれの議員選挙を3回、計12回を対象に、延べ275人のデータを集計）の女性候補者の経歴、活動歴などからキャリア・パス（候補者個人が議員になるまでの出世・昇進の経路）を抽出し、議会別、党派別の女性地方議員・候補者のリクルートメントの傾向を整理した（大木2010；2009）。キャリア・パス分析から3つのリクルートメントパターンを導き出し、99年以降の選挙では、神奈川県議会と横浜市議会といった大規模な自治体議会の議員選挙において、民主党や自由民主党（以下、自民党）の候補者に多く見られた「候補者個人の属性に依存したリクルートメント」パターンの増加が顕著となっていることが明らかとした。

しかし、キャリア・パス・データは、女性地方議員・候補者の職歴や活動歴といういわば個人の情報から各政党の女性候補者擁立の傾向を類型化したものであり、例えば、同じパターンに分類した自民党や民主党の女性議員・候補者についての政党別の差異は見えてこない。実際、両党の女性候補者の数は大きく異なり¹¹、議員形成過程の第2段階で候補者を選出する政党などによる候補者指名の過程について調査、分析する必要があるだろう。

そこで、本稿は、地方議会議員選挙における女性候補者の選考過程を明らかにすることを目的とする。具体的には、首都圏に位置するA県および同県内の自治体¹²を対象に、各党派の具体的な候補者選定過程や女性候補者の擁立に対する党としての考えや女性候補者支援の内容などに関して、女性の議員・立候補経験者および政党関係者を対象にインタビュー調査を行ない、キャリア・パス分析で得られた党派別のリクルートメントパターンを再検討し、地方議会議員選挙における各党派（地域政党や無所属も含む）から見た女性候補者の選考過程の現状を明らかにする。また、選考過程で想定されている基準、すなわち議員・候補者としての「質」について、ジェンダー視点から分析を行う。

インタビュー調査は半構造化形式を取り、対象者はスノーボール式または、書面や電話での直接交渉にて選んだ。対象者はA県および同県内の政令市、一般市、町村の計6つの自治体（一部、党本部含む）の議員選挙の議員・立候補経験者（現職も含む）および政党関係者（政党幹部、政党職員など）の計19人で、立候補に至るまでの経緯、具体的な選挙運動、候補者選定の仕組み・組織的戦略等について質問した。

以下、女性地方議員の形成過程に関する先行研究を概観し、本調査の概要、考察を行う。

2 女性地方議員の形成過程に関する先行研究

2-1 地方議員の形成過程に関する先行研究

地方議会における政党の候補者選考に関する先行研究では、地方議員の経歴、候補者選考過程に関する調査、研究は非常に限られており（三宅・村松、1981；松村ら、1986；吉野、2001など）、女性地方議員に関する同様の調査はほとんど行われていない。また、地方議員の候補者選考については、党の候補者決定の仕組みについてはあまり記述がなく、候補者が立候補に至った動機、経歴、支援組織などに基づいた分析が中心となっている。

一方、女性と政治に関する先行研究においても、女性地方議員についての調査、研究がほとんど行われていないが（岩本、1999；大海、2005など）、地域社会学においては、女性地方議員の属性、特徴などに関する調査が行われている（竹安ら2002；2004、大山ら2010など）。竹安ら（2004）は男女合わせて全地方議員に対するアンケート調査を行い、男女比較でデータを提示している。

吉野ら（2001）は、複数の議会における女性地方議員および候補者のプロフィールを調査し¹³、キャリア・パスの傾向を示した。限られたデータではあるが、吉野ら（2001、162-163頁）は、日本においても女性地方議員に対して政党中心のキャリア・パスがつくられつつあることを指摘している。共産党は「会社員、病院・施設職員、看護婦、栄養士、保母、教員、自治体職員といった特定の職歴→労働組合、新日本婦人の会、民商、民医協などの関連団体で一定期間の活動→党役員→立候補」といったように、政党が人材の選定、育成の中心を担うキャリア・パスの確立度が高いとされている。民主党では、「会社員→労働組合→立候補」、社会民主党（以下、社民党）では、「教員・自治体職員→労働組合→立候補」というキャリア・パスのパターンがあり、労働組合を経ている点で共通している。公明党については政党中心の何らかのキャリア・パスが存在するが、詳細は示されておらず、政党以外についても、ネットワーク組織を中心としたキャリア・パスの存在が指摘されているだけで、具体的には提示されていない。

これらのデータは、1回分の選挙（1999年の統一地方選挙）データから抽出したものであり、選挙ごとの傾向や自治体ごとの特徴が示されておらず、自民党や、地方選挙に多く見られる無所属や地域政党のデータも示されていない。

2-2 女性地方議員・候補者のキャリア・パスに関する調査

筆者は、1999年から2009年までの首都圏の4つの地方自治体（都道府県レベルが1、政令市が1、一般市が2の計4自治体）の議員選挙について、吉野ら（2001）のデータにはなかった自民党やネットワーク型の地域政党、無所属の候補者の立候補までの過程を調査した。具体的には、候補者名簿や選挙公報、候補者個人HPや党HPなどから女性候補者の職歴、活動歴を抽出し、キャリア・パスをまとめた（表1）。

表1 女性候補者の政党ごとのキャリア・パス（1999年から2009年までの4つの自治体の議員選挙データから）

共産党	教員、看護師などの特定の職業→政党関連の団体役員→立候補
民主党	政党役員、議員秘書*1、弁護士秘書、フリーアナウンサーといった社会的地位の高い専門職または地域での活動または会社員→立候補
公明党	教員、会社員、党役員→立候補
自民党	党役員、団体役員→立候補
社民党	党役員、国会議員秘書→立候補
ネット*2	様々な職歴→生活クラブやネット、ワーカーズコレクティブなどの役員→立候補
無所属	教員、会社員、フリーアナウンサー、地方議会議員、市民運動、地域活動家→立候補

*1 会社員や地域での活動を経て議員秘書や党役員になった者も含む。

*2 「ネット」とは、「全国市民政治ネットワーク」¹⁴に所属する地域政党。

大木（2009）および大木（2010）より作成

表1をさらに整理すると、第1パターンとして、政党内部のリクルートメントという意味での「政党主導のリクルートメント」があり、共産党、公明党、「ネット」、社民党に多く見られた。第2パターンとして、「候補者個人の属性に依存したリクルートメント」があり、自民党、民主党に多く見られた。第3パターンとして、「自主的な活動を経て自らを候補者とするリクルートメント」があり、無所属の議員・候補者に多く見られた。民主党や社民党のキャリア・パスについては、労働組合からの推薦を受ける候補者が数名いるものの、吉野ら（2001）が指摘するような労働組合を経るといったキャリア・パスが近年、ほとんど見られなくなり、2000年代に入ってから女性候補者のキャリア・パスが大きく変化していることを示している。

議会別に見ると、県議会と政令市議会といった都道府県や政令市レベルの議員選挙において、第2パターンが増加していることが明らかになった。一般的に、都道府県議会や政令市議会の議員選挙では、一般市議会や町村議会の議員選挙と比べて、選挙活動する範囲が広く、当選に必要な

得票数の最低ラインが高いため、短い選挙期間でまとまった組織票を集められる大規模な政党から公認を受けた候補者が有利になると考えられる。2つの一般市の議員選挙においては、まだ第2パターンがまだ少ないが、地方組織が弱いとされている民主党が一般市議会議員選挙においても積極的に候補者を擁立しようとする動きが皆無とは言い切れないだろう。

以上のように、女性地方議員または候補者のキャリア・パスは、1999年の統一地方選挙以降、大きく変化しており、議会ごとの差も大きい。キャリア・パスは、支持団体（多くは政党や後援会）による候補者選考、候補者指名の結果を示したものであり、誰が候補者として指名されるのか、という過程は示していない。そして、無所属の候補者でも政党の推薦を受けていたり、政党の所属歴を持っていたりする場合も少なくない。無所属が多いように見える地方議会においても、政党の候補者選考のシステムは女性地方議員の形成に大きな影響を及ぼしている。そこで、筆者は、政党内部の候補者選考の現状およびシステムについてインタビュー調査を行った。

3 調査の概要

筆者は、首都圏にあるA県および同県内の自治体を対象に、地方議会の候補者選考に関するインタビュー調査を行った。対象者は2つに分類した。対象者（1）は、女性の地方議員・立候補経験者の15人、対象者（2）は政党関係者（政党幹部、政党職員など。男性も含む）の13人である。ただし、対象者（1）と対象者（2）には、重複が含まれるため、延べ人数は19人である。

対象者の党派と人数は、全国市民政治ネットワーク（以下、「ネット」とする）が7人、民主党（推薦を除く）が5人、自民党が2人、共産党が2人、公明党が1人、社民党が1人、無所属（政党所属の経歴を除く）が1人、計19人である。対象者（1）のほとんどの人は、複数の選挙に立候補しているため、選挙によって所属が異なる候補者も数名含まれるが、所属する時期が最も長い党派に分類した。

対象自治体のA県および同県内の政令市、一般市、町村の6自治体は、いずれも東京から電車で1、2時間程度で移動できる場所にある。対象者（1）と議員・立候補経験のある対象者（2）については、立候補した自治体議会を、自治体（Ⅰ）（県または政令市）、自治体（Ⅱ）（一般市、町村）と記す。

特定化を避けるため、対象者の年齢や職歴、立候補の年、選挙区等は明記しない。ただし、性別、立候補した自治体の規模（県・政令市か市町村か）、初立候補の時期（対象

者(1)と対象者(2)の一部)、幹部を務める政党組織の規模(選挙区支部か県本部か党本部か。対象者(1)の一部と対象者(2))は表2にまとめた。初立候補の時期については、「80年代から90年代中ごろ(95年の統一地方選挙頃)まで」(以下、「90年代中頃まで」)と「90年代後半(95年の統一選挙以降)から現在まで」(以下、「90年代後半以降」)の2つに区分する。96年に結成された民主党が他の会派と統一会派を作り、民主党が現在の体制となったのが98年である¹⁵。ここでは、地方議会において女性候補者が増加傾向を示した80年代¹⁶を起点として、民主党が地方議会にも候補者を擁立しはじめた90年代後半までを一つの区切りとする。

質問項目は、以下の通りである。対象者(1)に対して、(a)立候補のきっかけ、支援者との関係など、(b)党派の候補者選定方法・過程、(c)党派による「女性」候補者の選定、(d)選挙期間中の政党の支援、(e)近年の地方議会における女性議員割合の増加について、質問した。対象者(2)に対して、(f)候補者選定の仕組み(スタッフの配置、選定基準・条件等)、(g)女性候補者支援の体制、(h)選挙戦略と女性支援との関係、について質問した。

4 候補者選考過程と女性候補者の擁立

インタビューデータより、女性候補者の選考過程を類型

化し、女性候補者の積極的擁立に対する各党派の対応を明らかにする。

4-1 候補者の選考過程のパターン

候補者の選考過程のパターンとしては、以下の3パターンが見られた。

第1に、「選挙区の支部(または地区委員会¹⁸)で候補者を推薦(または指名)し¹⁹、県連または本部が承認する²⁰」というパターンである。一般市や町村レベルは県連で承認することが一般的である。共産党、公明党、自民党、社民党、民主党(一般市、町村)に多く見られるパターンである。第2に、「選挙区の支部で候補者選考委員会を立ち上げ、候補者を指名し、党本部²¹で承認する」パターンである。「ネット」に見られるパターンである。第3に、「県連などで公募を実施し、選考委員会による選考を経て候補者を指名し、県連または本部で承認する」というパターンである。民主党(政令市、都道府県)に多く見られるパターンで、「ネット」でも一部で実施されたことがある。社民党も公募は一部実施していて、地域によってやり方が異なるという。

女性候補者の擁立にどのように影響するか、という点から考えると、第1のパターンは、選挙区の支部内に女性候補者の擁立に積極的、前向きなメンバーがいる場合には、女性候補者の増加につながる可能性は高い。例えば、L、

表2 インタビュー対象者一覧

	対象者の区分	所属党派(所属時期が長い党派)	性別	初立候補の時期	代表、役員を務める自治体のレベル	議会(県、政令市がI、その他II)
A	(1)(2)	「ネット」	女	90年代後半以降	選挙区支部	自治体(I)
B	(1)(2)	「ネット」	女	90年代中頃まで	選挙区支部、県本部	自治体(I)
C	(1)(2)	「ネット」	女	90年代中頃まで	選挙区支部、ブロックレベル	自治体(I)
D	(1)(2)	「ネット」	女	90年代後半以降	選挙区支部、ブロックレベル	自治体(I)
E	(1)(2)	「ネット」	女	90年代後半以降	選挙区支部、ブロックレベル	自治体(I)
F	(1)(2)	「ネット」	女	90年代中頃まで	選挙区支部	自治体(I)(II)
G	(1)(2)	「ネット」	女	90年代後半以降	選挙区支部	自治体(I)(II)
H	(1)	無所属	女	90年代中頃まで	—	自治体(I)
I	(1)	自民党	女	90年代中頃まで	—	自治体(I)
J	(1)	民主党	女	90年代中頃まで	—	自治体(I)
K	(1)	民主党	女	90年代後半以降	—	自治体(I)
L	(1)(2)	共産党	女	90年代中頃まで	県本部	自治体(I)
M	(1)(2)	共産党	女	90年代後半以降	県本部	(国政)
N	(1)(2)	公明党	女	90年代中頃まで	県本部	自治体(I)
O	(1)(2)	社会民主党	女	90年代中頃まで	選挙区支部、県本部	自治体(I)(II)
P	(2)	自民党	男	—	県本部	—
Q	(2)	民主党	男	—	党本部	—
R	(2)	民主党	男	—	党本部	—
S	(2)	民主党	男	—	選挙区支部	—

M、Nさんの話に共通するのは、共産党や公明党では、女性メンバー（女性議員や女性党員）が中心となって女性候補者を積極的に擁立するよう党内で活動し、継続してある一定数の女性候補者を擁立し続けている、ということである。ただし、より規模の大きい自治体（人口の多い一般市や政令市、県）の議員選挙においては、より多くの人の合意を得る必要があり、女性メンバーによる女性候補者擁立の働きかけが成功するとは限らないだろう。例えば、Nさんによれば、ある県議会議員選挙の際に、「市議会議員の女性を候補者に」という話を県本部の幹部に持ちかけたことがある。しかし、男性議員の中には、「（一般市と同じくらいの規模の選挙区の）県議会議員になると、首長と互角に渡り合う力量がないと務まらない、女性にはなかなか厳しい」といった意見を持つ人がおり、候補者擁立には至らなかったという。Nさんは、「実際に他の党には女性の県議会議員もいるので、決して女性に県議会議員が務まらないということではないはずなのに」と非常に残念に思っているようだが、最近、様子が変わる兆しも同時に見られるとも述べている。つまり、「県議会に公明党の女性議員がいない。公明党は遅れているのではないか」ということを指摘する声が外部の人（例えば、県議会に陳情に来た女性団体）から挙がり、男性議員の中にも「県議会に女性が必要ではないか」といった意識が出始めている（Nさんの話から）。

一方、自民党では、一定数の党員を入党させることが立候補の重要な条件となっており、男女関係なく選考を行っている（Pさん）。しかし、女性議員数が非常に少ない現状を考えると、選挙区支部で、女性候補者の積極的擁立の動きがほとんどないと考えられる。例えば、同党のIさんによれば、初めて立候補することになった際に、周囲には、女性が立候補するということに対して、かなり反発していた人もいて、女性の支援者からも「なぜ、あなたが立候補するの」と言われたこともあったという。こうした保守的な地盤では、女性メンバーが女性候補者を応援しようという機運も生まれにくいと考えられる。

第2のパターンは、「ネット」によく見られるもので、「出たい人より出したい人」という考えのもと、選考委員会が開かれている。ただし、基本的に、選考委員会のメンバーから立候補を打診する形となっているため、自ら立候補したいと思っている人が自ら立候補を希望する声を上げるのは難しい。また、選考委員会が立候補を打診する人をリストアップする際に、「目ぼしい人」がなかなか見つからない、ということもあり、人選が遅れることで選挙準備に影響が出る場合もある。例えば、「ネット」設立前もしくは設立直後の頃は、生活クラブ生協や「ネット」の中心メンバーに対して立候補の打診をしていたようだが、最近では、生

活クラブ生協や「ネット」での活動歴が短いメンバーや他の団体で活動している人に対しても声をかけるといったように、立候補を打診する範囲を広げているという（Bさん、Cさん）。

第3のパターンについては、公募制がある一定の条件（例えば、日本国籍を持つ満25歳以上の男女）を満たせば応募できる点で、立候補を自ら希望する女性が公募に応募し、正式に候補者として選ばれる可能性は高まるだろう。ただし、公募において女性比率の具体的な数値目標は設定されておらず、具体的な選考基準も明らかにされていない場合が多いため、女性候補者擁立の動きが水面下でどの程度行われているか、に注意する必要がある。また、AさんやCさんによれば、公募により候補者に認定した人が当選後にネットを退会したといったケースもあり、「ネット」では公募の実施、運営については一部にとどまっていると言える。

4.2 女性候補者支援とその成果

女性候補者を積極的に擁立してきた政党（共産党、公明党、「ネット」。最近では民主党）の中でも、どのような支援策を行うか、それがどのような成果を上げているのか、については大きく異なっていた。

特に、特徴的なのは、候補者選考の第3パターンに分類した民主党である。民主党は、新人の女性候補者支援のため、女性支援基金から活動支援金を拠出したり、女性候補者を対象にした供託金貸付制度を設けたり、女性候補者の選挙陣営に同党の現職の女性議員を応援に出したりする、といった積極的な女性候補者支援を行っている。また、候補者の配置についても、同一選挙区内で複数候補者を擁立する場合に、一人は女性候補者にする、といった女性候補者の擁立と党の選挙戦略とを結びつけた対策を行っている。これは、民主党が、党の支持基盤拡大のために女性からの支持を得ようという戦略の現れである。民主党は、発足当時から女性候補者を積極的に擁立し、女性が立候補・選挙活動をする際において金銭的、人的な支援を提供し（市川房枝記念会1999；2003；2007）、着実に女性議員増加に結び付けていると言える。

女性候補者への支援金については第2パターンの社民党や「ネット」も行っている（Cさん、Dさん、Oさん）が、近年、女性候補者および女性議員の増加には至っていない。これは、地方議会選挙において定期的に公募を行っていないため、社民党と「ネット」が、立候補を強く望む女性を取り込めていないことも起因しているのではないかと考えられる。

一方、もともと女性候補者の擁立に積極的であった共産党、社民党、公明党、「ネット」などでは、女性議員や女性党員が中心となって女性候補者の増加を目指しているこ

とがわかった。しかし、このように女性メンバーの自主的な働きかけを取るやり方には限界がある。一般市議会や町村議会といった当選に必要な得票数が比較的少ない議員選挙において、女性候補者を積極的に擁立する傾向が強くなることはあっても、政令市議会や県議会といった大規模な自治体の議員選挙や保守的な地盤の選挙区の市町村議会議員選挙では、現職議員や、大きな後援会組織を持った候補者が優先され、女性の新人候補者が擁立されるという動きは起きにくいだろう。

自民党は、選挙区ごとの地域組織がリクルートメントの主体となっており、党本部や県本部が主導して女性候補者を積極的に擁立する形はとっていないことがわかった。さらに、Iさんの指摘するように、保守的な地域組織の場合、インフォーマルな場においても女性支援の動きが起りにくいという点から、自民党から女性が立候補するのは非常に限られたケースになっている。

5 女性候補者の「女性」意識

5-1 「女性である」ことの意味

「女性（議員または候補者）である」または「女性の視点を持つ」ことについて、多様な回答を得られた。

積極的な意見として、例えば、Dさんは、地元を歩いている時の経験から、有権者は女性議員の方がより身近に感じているようだ、と述べている。Fさんは「議員になって女性が行う質問はやはり男性の視点と違うし、例えば、子育てや保育の問題のことで男性が質問しても、やはり『女性の視点で』訴える方が説得がある」と指摘した。Iさんは、政治の場には多様な視点が必要であるとして、保育や介護、医療に直接携わっているのは女性の方が多いので、そういった意味で女性の声を政策に訴えていくことは重要だと思うと述べている。

しかし、「女性であることを特に意識していなかった」という意見（Bさん、Cさん、Jさん）や、「女性である」ことを強調しないという意見もあった。例えば、Aさんは初めて立候補をした時は「女性」を前面に出して選挙活動をしていたが、2回目の立候補以降の選挙活動では、以下のように戦略を変えたという。

「『女性』ということを経験しない方がいいのではないかと。『女性』であることよりも『地域で暮らす一市民』として、『地域に根ざす生活者』としての立場を訴えるようになった。『女性、女性』と言うと、男性側から『逆差別だ』ととられる可能性もあったので」

これは選挙区の他の候補者の動向も踏まえた戦略の一つ

を示しており、「女性である」ことを強調するよりも「一市民である」、「生活者である」ことを優先させた自己表現の方法である。Aさんの選挙区は定数が少なく、女性候補者の当選率が非常に低い地域であったため、「女性であること」を強調する戦略を変更したと考えられる。

また、女性候補者の当選率が比較的高い地域で立候補した経験を持つKさんは以下のように述べている。

「やはり『女性』という冠をつけられるのは、私はあまり好きではないと思う。（自分が）女性だから（票を）入れてもらっているというのは当然あると思うし、それを否定するつもりはないけど、男女参画の社会というのも、まだ男女か、とそういう言葉がいまだに出てきているのか、と思う」

<注>補足：調査者

「議員になったら、誰かが助けてくれるわけではない。女だから、男だから、ということもない。それは、素晴らしい世界だと思う」

Kさんは、他の発言の場面で、女性だからといって何か言われることはない、というのは「表向き」のこととし、実際、議会で質問している際にヤジを飛ばされた経験もある、と述べている。それにもかかわらず、選挙活動においては「女性であること」で有権者から良い反応を得ることもあるが、ひとたび議員になれば、議会は男女平等の世界だとして、女だからとか男だからといったことが関係なくなり、「一人の議員として」の立場になることが大事だと指摘する。

さらに、政党の公認や推薦を受けずに立候補した経験を持つ、純粋無所属²²のHさんは、「今は、『女性』で『市民派』であれば浮動票をある程度獲得できるという状況ではなくなっている」と指摘する。これは、現在の日本が、党に所属するか否かに関係なく、女性候補者にとって、「女性である」ことが選挙活動や議会活動において、どのような効果があるのか、もしくは逆効果になってしまうのか、を再度問われている段階にあることを示しており、この問題について議論を徹底しないまま棚上げしてしまう場合、男性をモデルとした議員像に女性議員が取りこまれてしまう可能性も出てくるだろう。

AさんやKさんは、選考過程の第2パターン「ネット」や第3パターンの民主党に所属し、女性を積極的に擁立しようという機運が高まっている中で立候補した経験を持つ。このため、両者の意見は、「女性の視点」への懐疑・否定とも捉えられる。国際的にみれば、女性議員数・比率が著しく低いにもかかわらず、女性候補者が継続して当選している日本の状況では、女性議員の存在自体は珍しいも

のではなくった。それにより、「女性の視点」を訴えることの利点、新鮮味がなくなり、「女性の視点」を強調して選挙活動を行うことに必要性を感じるものが少なかったのではないか。

また、「男女共同参画社会の実現」を目指すために、女性だけを特別に配慮した対策や、「女性の視点」、「女性の立場」を強調した活動には消極的な態度を示した、とも捉えられる。Kさんの政党の関係者であるQさんやRさんは、女性の支持を得るために女性候補者を積極的に擁立してきており、民主党の女性議員が増加したことの要因として、男女共同参画の推進だけではなく、同党が女性候補者を積極的に擁立するという方針を持っていたことも大きかったと発言している。しかし、Rさんによれば、クォータ制の導入については党内の男女共同参画本部（当時）²³で何度も取り上げられながらも、クォータ制導入の実施には至らなかったという。また、Rさんは民主党の各都道府県連が実施する政治スクール（男女を対象）について、「逆に女性だけを集めるのは、男女共同参画（の考え）とは違うかな、という考えもある」（補足：調査者）といった発言もしている。これらの発言から、民主党の女性候補者の積極的擁立の動きと男女共同参加参画についての考えとの間に多少の「ズレ」が生じている可能性がある。もし、この「ズレ」が修正されないまま、女性の支持拡大がある程度達成されたと民主党の上層部が判断した場合に、女性候補者の積極的擁立の動きが弱まることも限らないだろう。現在、男女共同参画第3次基本計画の策定過程の中で、クォータ制の導入が具体的に検討されている。民主党は与党としての責任をもってクォータ制の導入に踏み切るべきであろう。

5-2 女性議員の「質」

各議員（元職も含む）、各党派の幹部は、女性議員・候補者の増加を予想もしくは期待している。しかし、その一方で、「女性であればだれでもいいということではない」（Lさん、Mさん）に象徴されるように、立候補する女性に対して議員としての「質」を必要条件として求めていた。つまり女性議員・候補者の「質」を伴わない「増加」に対して否定的な意見と考えられる。ただし、女性議員・候補者に期待する「質」に関しては2つの傾向が見られた。第一に、本当に女性や生活者の視点を持っているのかどうか、いわゆる「スカートをはいた男性」のような女性候補者が増えることに対しては批判的な意見が見られた（Aさん、Bさん）。これは、男性と同程度の資質、能力などを備えた、つまり「男性基準」の「質」²⁴を備えた女性が政治に参加することに対する警戒感を示している。一方、男女に関係のない「候補者」「議員」としての資質、能力などを指摘する回答も得られた。例えば、Kさんは「女性の割合が多

くなったというところで、この人は今、一体なんの仕事をしているのだろう、とってしまうような人もいる。（途中省略）私は、数は関係ないのではないかと思う」と指摘し、公務員や官僚の登用について「女性を増やすのではなくて、有能な人は男でも女でも登用すればいい。有能な人だったら男も女も関係ない」と述べている。仮に、ジェンダー中立的な「候補者」「議員」「公務員」という立場があるとしても、それらの立場が長い間圧倒的に男性に占められてきたという現実を考えると、「数」ではなく「質」を中心にすえた議論は、女性が、男性基準に合わせて参入することを意味することになるであろう。

他のグループが圧倒的多数派である場合に少数派のグループが参入する際、その「少数派」に対して、より厳しい目が向けられることは政治分野に関係なく、あらゆる場面で起こっている。多数派の男性議員の基準を満たす女性議員の存在に批判的な立場と、男性、女性を超えた、一見ニュートラルのような「一人の議員」を目指そうとする立場、この相反する2つの立場が女性議員・立候補経験者の中に存在することは、女性地方議員の増加に伴う必然的な現象かもしれない。しかし、地方議会全体で女性議員比率が依然として10%を超えた程度の日本の地方議会においては、女性議員の「質」だけに議論が集約されることは望ましくない。「質」の議論には、「量」の議論、すなわち、明確な数値目標を目指そうという議論が前提となっていなければならないのではないか。

6 結びにかえて

選考過程において、党派によっては、女性候補者を積極的に支援しようとする女性たちの動きや党の選挙戦略があるものの、具体的な選考手順、基準が示されていない。このため、女性支援の動きが、今後、女性を増やすためのより強制力、実効性のある方策へと結びつくかどうかは依然として不透明である。また、女性候補者を積極的に擁立し、女性議員数も延ばしている政党でも、女性候補者擁立の位置づけが党勢拡大のための手段のままであるならば、女性議員増加の動きが弱まってしまいうだろう。候補者を選ぶ側の政党の態度には、日本の恥ずべき現状の一つ、つまり、政治における女性の過少代表性を改善するに当たって大きな責任を持ち、党の中心的な戦略として女性候補者の積極的登用および組織的サポートが不可欠であるという認識は見られなかった。

また、女性議員、候補者経験者の中には、「女性である」ことの意味や女性議員・候補者の「質」に疑問を感じる声も出てきている。議会に女性が圧倒的に少ないという現実と同時に、すでに存在し続け、一定割合を得た女性議員・

候補者に対して「質」を求める意見は、政治における女性の過少代表性を解消する上で大きな障害となるのではない。

政治におけるジェンダー格差を是正するためには、地域政党も含め、罰則またはインセンティブ付与を含めた明確な数値目標や女性議員形成に対する組織的な取り組みが今後ますます求められる。「第3次男女共同参画基本計画」の「中間整理」で掲げられたように、明確な数値目標を立て、具体的な積極的格差是正策を実行し、目標達成の事後評価を行う、という数値目標の達成こそ、女性候補者を選定、支援する組織の人だけでなく、様々な困難を克服した女性候補者自身も再度、認識する必要があるのではないか。ただし、5-2で指摘したように、単なる数値目標の達成は、「男性並み」の女性議員・候補者が増加することに結びつく可能性があり、女性地方議員の形成過程に偏りが生じるのかどうか、さらに調査、分析が必要となるだろう。

今回、政党による女性候補者支援の現状を明らかにすることを目的としたため、純粋無所属の候補者（政党に属したり、推薦を受けたりしていない無所属）や政党の所属経験を持つ無所属候補者の立候補過程については十分に考察を行うことができなかった。今後の課題として、様々な立候補パターンを含む無所属の女性議員の形成過程についても分析を行っていきたい。

(注)

- 1 下院（日本の場合は衆議院）または一院制の国会の女性議員比率を国別にデータ化したもの。
- 2 UNDP（国連開発計画）による“Human Development Report”『人間開発報告書』の指数の一つ。最新のデータは2009年10月5日に発表された（国連開発計画東京事務所HP <http://www.undp.or.jp/>より）。国会議員や、管理職、専門職、技術職での女性比率、稼働所得割合の男女差などの項目がある。なお、によると、日本のHDI（人間開発指数）と、GDI（ジェンダー開発指数）の順位はそれぞれ10位（182カ国中）、14位（155カ国）である。
- 3 「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査」。平成19年度および平成20年度に実施され、調査結果はそれぞれ翌年に発表されている。対象国は、ドイツ、フランス、大韓民国、フィリピン（以上、平成19年度の調査国）、アメリカ、シンガポール、オランダ、ノルウェー（以上、平成20年度の調査国）の計8カ国である。
- 4 新藤ら（2009 = 1997）は、近年の地方議会選挙に見られる一つの特徴として、女性議員の進出を取り上げており、特に、1987年の統一地方選挙において、この傾向が一段と強まったと指摘している（p. 53）。
- 5 地方議会全体の女性議員数は平成15（2003）年の4,604人（総議席数60,200）から平成19（2007）年の4,043人（総議席数39,789）へと減少したが、割合は増加している（市川房枝記念会、2008、『全地方議会女性議員の現状2007年版』、4-5）。
- 6 内閣府の『男女共同参画白書平成21年版』より。

- 7 「政策・方針決定過程への女性の参画状況は不十分である」との反省点から、「今後5年間で取り組むべき「喫緊の課題」の筆頭に、「分野や実施主体の特性等に応じた実効性あるポジティブ・アクション（積極的改善措置の推進）」が挙げられ、そのための具体的な手段として、「クォータ制（法的根拠のある強制型割当制・自発的割当制など）やインセンティブ付与、ゴール・アンド・タイムテーブル方式など多種多様な方法」が明記されている点で、第2次計画から大きく前進している。
- 8 議会での質問や常任委員会の振り分けの単位とされていることが多い。
- 9 平成21年の「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、「政治における男女の平等感」で、「男性の方が優遇されている」と答えた人の割合が、前回（平成19年）の調査よりも上昇した。
- 10 内閣府の「男女のライフスタイルに関する意識調査」（平成21年9月）の調査結果より。
- 11 例えば、推薦も含めると民主党は7名の女性候補者を擁立したのに対して、自由民主党の女性候補者は1名であった。
- 12 インタビュー対象者の特定化を避けるため、本稿では具体的な自治体名は明記しない。
- 13 全国紙の地方版の候補者データから、平成11（1999）年の政令指定都市議会、府県議会での女性候補者の職業、所属する政党や団体などについて調査を行った。
- 14 都市部で女性議員数を伸ばしてきた10の地域政党（そのうち首都圏には6つ）のネットワーク。
- 15 1998年1月、新進党の6分割をうけ、民主党および新党友愛、太陽党（党首 羽田孜）、民主改革連合の野党5党（6会派）は、統一会派（民主友愛太陽公民連合）（略称、民友連）を結成し、月には統一して新「民主党」となった（衆議院93人、参議院38人）。代表は菅直人、幹事長は羽田孜だった。（『百科事典 マイペディア』の「民主党」より）
- 16 地方議会における女性議員の増加が本格化したのは、80年代後半の統一地方選挙（1987年）以降であるが、女性候補者が増加し始めたのは1980年代前半（統一地方選挙は1983年）である。今回の対象者は83年と87年で、その両方に立候補した経験のある対象者も含まれる。
- 17 本稿では、「ブロック」を複数の選挙区のまたがる地域区分とする。
- 18 共産党の場合（Lさんの話より）。
- 19 いわゆる「地区推薦」、「地域推薦」なども含まれる。共産党の場合は、指名は行わない（Lさんの話より）。
- 20 公明党の場合、「党支部・総支部等で推薦された候補者を県本部が承認・申請し、党本部が公認する」という形になっており、公認は党本部で行っている。
- 21 地域政党の「ネット」の場合、「党本部」は国政政党のそれとは異なり、都道府県や市といった自治体レベルに置かれる。
- 22 大海（2003）は、「積極的無所属」と表現している。
- 23 2009年秋以降は、政府の機関である男女共同参画会議（連立政権を組む他党の関係者も含めた機関で、主に政策についての勉強会、提言などを行う）と民主党内の機関である男女共同参画局（女性候補者支援や地方自治体の連携などの運動を実施する党内の部署）とに分かれている（Rさん、Sさんの話より）。
- 24 LeBlanc（2004）は、一家の「大黒柱」という男らしさへの

期待が、男性の立候補さえ困難にさせる場合があることを示した。これについては、例えば、議員報酬（議会のレベルで大きく異なる）や都市化・政党化の度合いなどの問題も分析視点に入れる必要があるが、本稿では紙面が限られているため、詳しくは論じない。

(引用・参考文献)

- 男女共同参画会議基本問題・計画専門調査会、『第3次男女共同参画社会基本計画策定に向けて（中間整理）』（内閣府男女共同参画局、2010）
- <http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/kihon/sanjikeikaku/chukanseiri/index.html>（2010年4月24日時点）
- 日立システムアンドサービス、『百科事典マイペディア（電子辞書版）』
- 市川房枝記念会編、「第16回統一地方選特集1 主要六党女性組織責任者インタビュー 女性候補者対策、女性政策、男女共同参画条例、女性議員進出の予測を聞く」、『女性展望』、2007年3月号、（市川房枝記念会、2007）、5-8頁
- 市川房枝記念会編、「第15回統一地方選挙シリーズ② 主要六党女性局長インタビュー 女性候補対策、女性政策など」、『女性展望』、2003年3月号、（市川房枝記念会、2003）、10-12頁
- 市川房枝記念会編、「第14回統一地方選挙特集② 7政党女性局長に聞く—女性候補支援策、女性有権者対策など—」、『女性展望』、1999年3月号、（市川房枝記念会、1999）、5-8頁
- 岩本美砂子、「自治体におけるジェンダー問題を考える」、『都市問題』、97-1、（東京市政調査会、2006）、4-8頁
- LeBlanc, Robin M., "Why Women Are Representing Men in a Japanese Town Assembly: A Little Tale About Gender Politics", *Japanese Journal of International Society for Gender Studies*, vol. 2, (2004), pp. 35-70.
- 村松岐夫・伊藤光利、『地方議員の研究—日本の政治風土の主役たち』、（日本経済新聞社、1986）
- 御巫由美子、『女性と政治』、（新評論、1999）
- 三宅一郎・村松岐夫、『京都市政治の動態—大都市政治の総合的分析—』、（有斐閣、1981）
- 内閣府、『男女共同参画白書』、平成21年度版、（内閣府、2009）
- 大海篤子、「地方議会議員選挙における女性の割合」、『選挙学会紀要』、No.1、（日本選挙学会、2003）、21-36頁
- 大木直子 「女性地方議員のキャリア・パスから見た政党・党派のリクルートメントの特徴と傾向—1999年から2007年までの神奈川県議会議員選挙と横浜市議会議員選挙の考察」、『人間文化創成科学論叢』第11巻（お茶の水女子大学、2009）451-466頁
- 大木直子、「女性地方議員の増加と多様化の検証—党派別キャリア・パス分析から—」、『女性学』、vol. 17、（日本女性学会、2010）、52-73頁
- 大山七穂・国広陽子、『地域社会における女性と政治』、（東海大学出版会、2010）
- 新藤宗幸・阿部斉、『概説日本の地方自治 第2版』、（東京大学出版会、2009 = 1997）
- 吉野孝・今村浩・谷藤悦史、『誰が政治家になるのか—候補者選別の国際比較』、（早稲田大学出版部、2001）
- 吉野孝、2006、「『ジェンダー』と政治的リクルートメント研究—アングロ=アメリカのコンテキスト」、『早稲田政治経済学雑誌』、362、（早稲田政治経済学会、2006）、71-89頁

Political Parties' Selection Process of Women Candidates and the Changing Consciousness of Women Candidates on Femininity

Naoko OKI
(Interdisciplinary Gender Studies)

This paper aims to examine how women are selected as candidates by political parties in local assembly elections. I had seventeen interviews with nineteen participants, who are divided into two groups. The interviewees of the first group are those who are or were female local legislators/candidates of political parties including some Independents. The interviewees of the second group are executive staff of national or local political parties. In the interviews, first, I aimed to examine the political parties' selection process and the support system of women candidates. I then delved into what female local legislators/candidates perceive about their being 'women' candidates. Three findings were drawn from my interview. First, there are four patterns in selecting candidates, in all of which the criteria of candidates are not clear. Second, some political parties have positive supports for women candidates, but only one of them sees the increase of women candidates as an effective tool for the increase of the seats. Third, five of the informants were critical of 'being a woman' or having a 'women's viewpoint'. One of them pointed out the possibility of the backlash of male candidates by putting an emphasis on 'being a woman' in her election campaign. Another informant, a staff of a political party, stated that realizing gender-equal society was not necessarily consistent with supporting mainly women. From these findings, it is clear that the negative attitudes toward supporting women candidates of political parties are relative to the low presence of women in local legislature in Japan. It is also clear that the meaning of 'being a woman' or having a 'women's viewpoint' is still in question although most of the female informants consider the increasing of female local legislators to be a pressing political matter for Japan.

Keywords: gender, women legislators, local election, political recruitment, political party